

宮津市との災害時における被災者支援に関する協定の締結について

令和3年3月16日、当会及び一般社団法人京都公共嘱託登記司法書士協会は宮津市と災害時における被災者支援に関する協定を締結いたしました。

万一の災害時に、宮津市からの要請に基づき、司法書士が市役所や各地区のセンターなどで被災者への無料の法律相談を実施します。

被災者の方々の法律相談に円滑かつ適切に応じられるよう、宮津市と平常時から情報交換及び連絡調整に努めてまいります。

